

鳥取県告示第378号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	指定障害福祉サ ービスの種類	変更年月日
社会福祉法人鳥 取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	すずかけ	鳥取市鹿野町今市 1550	就労継続支援B 型	平成24年 5 月 1 日